

# 専門個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
税務・経理相談	11月8日(金) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで 税務・経理等に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
経営相談	11月12日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	今の事業の見直しをはじめ、新たに事業を始めたい、事業計画の相談等、経営に関するあらゆる相談	
登記・法律相談	11月13日(水) 午後1時30分～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
事業承継相談	11月18日(月) 午後1時～3時	大阪府事業承継・引継ぎ支援センター担当者	事業を後継者に継がせたい。後継者がいないので、自社を他の企業に譲渡したい等。事業承継に関するあらゆる相談	
金融相談	11月21日(木) 午後1時～3時	日本政策金融公庫 融資担当者	事業資金融資ならびに教育資金融資に関する相談	
労務相談	11月22日(金) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

\*ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはメールで下記までお申込み下さい。

\*ご希望により出張相談を受け付けます。

Fax.072-739-2285 まで

## 相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名: 事業所名: 住所: 電話番号:	テーマ名: 希望時間帯(30分～1時間単位でお願いします) : ~ :
------------------------------	---

豊能町商工会

大阪府豊能郡豊能町余野100

Tel.072-739-1647 Fax.072-739-2285

Mail toyono@gold.ocn.ne.jp web http://toyono-sc



豊能町  
商工会  
for MOBILE  
二次元コード読み込み用  
読み込み用を右側のQRコード  
で読み込んでください。

## マル経融資に「貸上げ貸付利率特例制度」が新設されました

自社従業員の貸上げに取り組む方に利用いただける「貸上げ貸付利率特例制度」が創設され、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある場合、貸付日から2年間の貸付利率を0.5%低減されます。

雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者を含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

融資限度額 : 2,000万円 返済期間 : 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内  
利率 : 1.45% (当初2年間、▲0.5%引下げ)

## 雇用保険法の改正

雇用保険の教育訓練給付制度が改正され、労働者のリスキング(スキル再習得)支援が拡充されました。この改正により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した雇用保険被保険者、または離職後1年以内の方が対象です。

改正内容として、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の20%の追加給付に加えて、さらに受講費用の10%を追加で支給することが盛り込まれています。これにより、教育訓練を通じたスキルアップやキャリア形成に積極的に取り組む労働者が、より大きな支援を受けられるようになる見込みです。労働市場での賃金改善や再就職の効果を高め、個人のキャリア成長と経済全体の競争力向上を目的としています。

## フリーランス新法の施行

取引の適正化を目的として、フリーランスと発注事業者間の取引に関する新しい法律が施行されます。これにより、報酬額や支払期日などの契約内容の明示が義務化され、不当な契約解除や報酬未払いに対する保護を強化します。これにより、フリーランスが安心して働ける環境が整備されることが期待されます。

## 社会保険の適用範囲拡大

社会保険の適用範囲が中小企業にまで拡大され、厚生年金と健康保険の加入が必要な企業の基準が「従業員数101人以上」から「51人以上」に引き下げられました。この改正により、週20時間以上働くパートやアルバイトの従業員も、要件を満たせば社会保険の対象になりました。対象者には、月収が8.8万円以上で、雇用期間が2か月を超える見込みであるなどの条件があり、該当する企業はこれらの短時間労働者も含めた手続きが必要です。

## 小規模企業共済制度につきまして

掛金一括納付をお考えの時は、年内納付は機構11月20日到着分まで適用となります。

## 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)につきまして

掛金前納申出をお考えの時は、年内納付は機構12月5日到着分まで適用となります。2024年10月から共済契約を解約し、再度契約を締結した場合、解約日から2年間は損金算入ができなくなります。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

大阪府豊能郡豊能町余野1008

Tel.072-739-1647 Fax.072-739-2285

E-Mail [toyono@gold.ocn.ne.jp](mailto:toyono@gold.ocn.ne.jp)